

奈良県告示第四百二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により次のとおり歳入の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十年二月九日

奈良県知事 荒井正吾

一 徴収を委託した歳入

奈良県自動車駐車場条例（昭和二十七年七月奈良県条例第三十五号）第三条の表乗合型自動車の項に規定する使用料のうち同条例第二条第一号又は第二号に掲げる駐車場の使用を申し込んだ者が当該使用をする日の前日までに納付するもの

二 受託者の名称及び所在地

名称 近畿日本ツーリスト株式会社奈良支店

所在地 奈良市高天町三八―三 近鉄高天ビル

三 委託事務の取扱期間

平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで